

平成27年第2回那須烏山市議会3月定例会（第7日）

平成27年3月19日（木）

開議 午前10時00分

閉会 午前11時55分

◎出席議員（17名）

| | | | |
|-----|--------|-----|------|
| 1番 | 相馬正典 | 2番 | 小堀道和 |
| 3番 | 滝口貴史 | 4番 | 矢板清枝 |
| 5番 | 望月千登勢 | 6番 | 田島信二 |
| 7番 | 川俣純子 | 8番 | 渋井由放 |
| 9番 | 久保居光一郎 | 10番 | 渡辺健寿 |
| 11番 | 高德正治 | 12番 | 佐藤昇市 |
| 13番 | 沼田邦彦 | 15番 | 中山五男 |
| 16番 | 高田悦男 | 17番 | 小森幸雄 |
| 18番 | 平塚英教 | | |

◎欠席議員（1名）

14番 樋山隆四郎

◎説明のため出席した者の職氏名

| | |
|---------------|------|
| 市長 | 大谷範雄 |
| 副市長 | 國井豊 |
| 教育長 | 池澤進 |
| 会計管理者兼会計課長 | 羽石徳雄 |
| 総合政策課長 | 坂本正一 |
| 秘書政策室長 | 福田光宏 |
| 総務課長 | 清水敏夫 |
| 税務課長 | 小口久男 |
| 市民課長 | 大野治樹 |
| 福祉事務所長兼健康福祉課長 | 樋山洋平 |
| こども課長 | 青木敏 |
| 農政課長 | 堀江豊水 |
| 商工観光課長 | 堀江功一 |

| | |
|--------|---------|
| 環境課長 | 栗 友 二 |
| 都市建設課長 | 高 田 喜一郎 |
| 上下水道課長 | 大 谷 頼 正 |
| 学校教育課長 | 網 野 榮 |
| 生涯学習課長 | 佐 藤 新 一 |
| 文化振興課長 | 両 方 裕 |

◎事務局職員出席者

| | |
|------|---------|
| 事務局長 | 平 山 隆 |
| 書 記 | 大 鐘 智 夫 |
| 書 記 | 塩野目 庸 子 |

○議事日程

- 日程 第 1 追加議案第3号 那須烏山市教育長の任命同意について（市長提出）
- 日程 第 2 追加議案第2号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等について（市長提出）
- 日程 第 3 追加議案第1号 那須烏山市教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 4 追加議案第4号 那須烏山市大金駅前観光交流施設の指定管理者の指定について（市長提出）
- 日程 第 5 （議案第18号～第21号）条例の制定・（議案第35号）条例の一部改正について ※委員長報告～質疑～討論～採決
- 日程 第 6 （議案第1号～第9号）平成27年度那須烏山市一般会計・特別会計・水道事業会計予算について ※委員長報告～質疑～討論～採決
- 日程 第 7 請願書等審査結果の報告について（議長提出）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（佐藤昇市） 皆さん、おはようございます。平成27年第2回定例会、第7日目、最終日です。本日も足元の悪い中、議会傍聴に足を運んでいただきまして大変ありがとうございます。

ただいま出席している議員は17名です。14番樋山隆四郎議員から欠席の通知がありました。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 追加議案第3号 那須烏山市教育長の任命同意について

○議長（佐藤昇市） 日程第1 追加議案第3号 那須烏山市教育長の任命同意についてを議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

[市長 大谷範雄 登壇]

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました追加議案第3号 那須烏山市教育長の任命同意について、提案理由説明を申し上げます。

本案は、教育長であります池澤 進氏から辞職願が提出され、3月16日開催の教育委員会において同意を得られたことから、3月31日をもって退任をすることに伴い、新たな教育長の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、これまで教育委員会の委員のうちから教育委員会が選任しておりました教育長について、改正後の新制度では、市長が議会の同意を得て任命することになったことによるものであります。

今回、御退任をされます池澤 進氏は、合併前の旧烏山町の教育長といたしまして、平成11年4月1日に就任以来、平成17年10月の2町合併を経て今日に至るまで、16年の長きにわたり教育長を務められました。卓越した識見と指導力を持って本市の教育行政の振興発展に多大なる貢献をされました。これまでの池澤氏の御活躍に対しまして、深く敬意と感謝を申し上げます。

さて、池澤氏の後任といたしまして、今回、新しく田代和義氏を教育長に任命したいと考えております。田代氏は、現在、栃木県立馬頭高等学校の校長を務められておりますが、この

3月に定年退職される予定であります。

田代氏は、昭和54年4月から今日まで36年間の長きにわたり県立高等学校の教壇に立たれ、足尾高等学校、烏山女子高等学校、馬頭高等学校の教諭を経て、平成20年から宇都宮商業高等学校及び真岡高等学校の教頭を歴任した後、平成24年に現在の馬頭高等学校長に就任されておりまして、教育者として培われた高い識見、経験は教育長として十分な実績であると考えております。

また、田代氏は、全国高等学校長協会生徒指導委員会の委員長を務めるなど、教育者として指導力にも卓越いたしておりまして、新しい制度下で本市の地方創生を見据えた特色のある教育施策を実現するための教育長として適任者であります。

なお、新教育長の任期は、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間となります。

田代氏を教育長に任命することについて、議会の同意をお願いするものでございます。御審議をいただきまして御同意をくださいますように、お願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで、質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

10番渡辺健寿議員。

○10番（渡辺健寿） おはようございます。10番渡辺健寿でございます。

私は、追加議案第3号 那須烏山市教育長の任命同意について、任命同意すべきとの立場から賛成討論を行うものであります。

新たに、任命される田代和義氏は、生まれも育ちも那須烏山市で、36年間の長きにわたり県立高等学校の教壇に立たれました。その間、地元烏山女子高等学校、馬頭高等学校に通算

19年間勤務され、最後は馬頭高校長の要職を務めた経験をお持ちであります。

人格円満かつ高潔であり、教育、学術及び文化に対し、高い識見を有する方であります。これまでの実績に鑑みまして、新しい時代を開く教育改革と本市の特色ある教育施策の推進のため、教育長として適任者であると考えます。

また、山あげ祭を初め、地元行事にも積極的に参加されており、市内外にもたくさんの知人、友人がいると伺っております。

各議員の皆様におかれましても、ただいま申し述べた賛成の趣旨に同意をいただけるようお願いを申し上げて、私の賛成討論といたします。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤昇市） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第1 追加議案第3号 那須烏山市教育長の任命同意について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、追加議案第3号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第2 追加議案第2号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等について及び日程第3 追加議案第1号 那須烏山市教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についての2議案は、関連がありますので一括して議題といたしますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

◎日程第2 追加議案第2号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等について

◎日程第3 追加議案第1号 那須烏山市教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

○議長（佐藤昇市） よって、追加議案第2号及び追加議案第1号について、一括して議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました追加議案第2号、第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、追加議案第2号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等についてであります。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を置くなど、教育委員会制度の抜本的改革が本年4月1日から施行され、本市においても現教育長の退任に伴い、4月1日から新たな教育長を任命し、新教育長制度に移行することとなったことに伴いまして、関係5条例について一括して所要の規定の整備や廃止をするものであります。

続きまして、追加議案第1号 那須烏山市教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてであります。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を置くなど、教育委員会制度の抜本的改革が本年4月1日から施行され、本市においても現教育長の退任に伴い4月1日から新たな教育長を任命し、新教育長制度に移行することになったことに伴い、新教育長に関する勤務時間や休暇等の勤務条件や職務に専念する義務の特例に関する条例の制定をするものであります。

以上、追加議案第2号及び追加議案第1号を一括して提案理由の説明を申し上げました。詳細につきましては、総務課長から説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 命によりまして、追加議案第2号、第1号の2議案について詳細説明いたします。

まず、追加議案第2号でございます。議案書をめくっていただきまして、整備条例案の1ページ目をごらんください。まず、第1条は、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例の一部改正であります。これは常任委員会や特別委員会など議会の各委員会において、審査または調査の際に、市長や行政委員会の代表者などに出席を求め、説明をさせる場合の手続が本条例の第23条で規定されています。

これまで教育委員会については、教育委員会の委員長となっていたところであります。4月

からは教育委員長と教育長を一本化した新教育長が置かれ、教育委員長はなくなりますので、本改正はこれを教育長に改めるものであります。

続きまして、第2条那須烏山市職員定数条例の一部改正であります。これは、今般の法改正に伴い、教育委員会の事務局職員の定数を定める根拠となっていた地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第21条が第19条に繰り上げられたことに伴い、引用条項の整理を行うものであります。

また、これまでも教育長は、市長、副市長同様に定数条例の範囲に含まれておりませんでした。身分上は一般職であったため、定数条例上では県費負担教職員や臨時または非常勤の職員と同様に定数条例の範囲である一般職から除くこととしておりましたが、4月からは教育長は特別職となるため、一般職として除く必要がなくなることから教育長を削るものでございます。

続いて、第3条那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。2ページをごらんください。本改正は、これまで教育委員会の委員長と委員は非常勤特別職でありますので、本条例にて報酬の額を定めていたところですが、4月からは教育委員長と教育長を一本化した新教育長が置かれ、教育委員長はなくなりますので、教育委員会委員のみの報酬を定めることとするものです。

また、備考の改正は、これまで教育長は教育委員として身分を有しつつ教育長に任命されており、別に給料が支給されておりましたので、本条例の適用から除外されておりましたが、4月からは教育長のみの身分として任命されますので、備考の第1項を削り、整理を行うものでございます。

続いて、第4条は、那須烏山市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。本改正は、これまで教育長の給与や勤務条件については教育公務員特例法により、個別に条例を定めることとされ、次の第5条で廃止する那須烏山市教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例にて定めていたところでございますが、4月からは特別職として市長、副市長と同様の身分となり、また、教育公務員特例法の適用もなくなることから、本条例に教育長を追加し、給与や旅費の支給をしようとするものでございます。

なお、給料の額については、現行の教育長の給料の額が月額56万円でありますので、それと同額を設定するものでございます。

続いて3ページをごらんください。最後の第5条那須烏山市教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の廃止であります。これは、第4条の改正で説明しましたように、給料や旅費の支給については新たな那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例にて定めることとし、また、勤務時間などの勤務条件については、次の追加議案第1号の

那須烏山市教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例にて定めることとしますので廃止するものでございます。以上が、追加議案第2号の説明でございます。

続きまして、追加議案第1号 那須烏山市教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、説明させていただきます。

議案書をめくっていただきまして条例案をごらんください。本案は、4月から置かれる新教育長の勤務時間、休日、休暇等の勤務条件を定めるとともに、新たな服務事項として職務に専念する義務が課されることに伴い、その職務専念義務が免除される場合の特例を定めるものでございます。

まず、第1条は趣旨でございますが、今、説明したことが書かれております。ついで、第2条は勤務時間、休日、休暇等でございます。教育長の勤務時間、休日、休暇等については一般職の職員の例によることとするものです。

ついで第3条は、職務に専念する義務の免除でございます。教育長には、今般の法改正により、新たな服務事項として職務に専念する義務が課され、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項で、教育長は法律または条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職務遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないとされるところでございます。

この職務専念義務については、条例で定める特別の場合には、その義務が免除されることになっておりまして、その特別の場合をこの第3条各号にて定めるものでございます。

内容については、第1号として、研修を受けるとき。これは教養を深めたり、知識研さんのためなどの研修を受ける場合を想定しております。

次の第2号は、厚生に関する計画の実施に参加するとき。これは市が実施する健康診断や人間ドックなどを受診する場合を想定しております。

そして、第3号として、前2号に定めるもののほか、市の教育委員会が定めるときとし、その他必要がある場合には教育委員会の判断に委ねるものでございます。

最後の第4条は、委任規定でございます。

以上が、追加議案第1号の説明でございますので、慎重に御審議の上、可決、決定くださいますようお願い申し上げます。詳細説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤昇市） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 追加議案第2号についてお伺いいたします。

私、今回の条例改正に反対するものではありませんが、1点だけ申し上げたいと思います。この中の第3条ですね。ここに教育委員の年報酬17万円とありますね。これ、私、去年の9月定例会の一般質問だったのでしょうか、この委員の報酬は引き上げるべきではないかと、そのように質問をした経緯がございます。それに対して、これは教育委員ばかりでない、ほかの委員の報酬もあわせて検討しますと、そのままになっていまだに引き上げになっていませんね。このことについて、市長はどのように考えているのか。我々議会に、こういった各種委員の報酬も合併以来10年間、全く変わらないしですね。しかし、世の中では一般サラリーマンから市の職員も毎年引き上げになっております、給料が。

そういう中で、私はやはりある程度の委員報酬というのはこの際引き上げるべきではないかと考えておりますが、市長、このことについてどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） この教育委員初めいろいろと監査委員とか非常勤特別職と、行政区長もそうですが、たくさんいらっしゃいます。そういう中で、今、議員も御指摘のように、合併以来、この報酬審議会というのが開催されておりません。そういったところから、ちょうどことし10周年ということもございますので、前に検討するというお答えをいたしました。そういった報酬審議会を設置させていただいて、平成27年度設置をさせていただいて、そこで諮問をいただくかなと、このような考えを持っておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 毎度同じような答弁で全く進展がないような感じを受けますが、そうしますと、報酬を引き上げるための委員会というのは、いつごろ開催する予定にしているのでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 平成27年度中には、その諮問をして、回答をいただくというような段取りしたいと思いますので、それに合うようなスケジュールのもとで設置をしたいと考えております。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで、質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第2 追加議案第2号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、追加議案第2号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第3 追加議案第1号 那須烏山市教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、追加議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 追加議案第4号 那須烏山市大金駅前観光交流施設の指定管理者の指定について

○議長（佐藤昇市） 日程第4 追加議案第4号 那須烏山市大金駅前観光交流施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました追加議案第4号 那須烏山市大金駅前観光交流施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、大金駅前観光交流施設の指定管理者として、株式会社アド・ワークスを指定するに

あたり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

大金駅前観光交流施設は、先の臨時議会におきまして可決、御決定を賜りました那須烏山市大金駅前観光交流施設設置、管理及び使用料条例に基づき、JR大金駅を利用する者の利便性の向上を図るとともに、観光に関する情報を発信し、及び地域の交流活動の場を提供することにより、快適で活力ある地域づくりを推進することを目的としました施設であり、間もなく完成をいたすところでございます。

つきましては、平成27年4月1日からの本施設の適正な管理運営を行うための指定管理者を公募したところでございます。公募公開による募集要綱、仕様書に基づきました公募には、株式会社アド・ワークスと株式会社大高商事の2団体の応募がありました。

指定管理者の指定にあたりましては、那須烏山市指定管理者選定委員会がプレゼンテーション説明及び質疑審査を経て選定したものでございます。指定期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3カ年であります。

以上、追加議案第4号の提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤昇市） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで、質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第4 追加議案第4号 那須烏山市大金駅前観光交流施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、追加議案第4号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5 （議案第18号～第21号）条例の制定・（議案第35号）条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第5 議案第18号から議案第21号までの条例の制定及び議案第35号の条例の一部改正についてを議題とします。

本案につきましては、去る3日の本会議において、所管の常任委員会に審査を付託しております。審査の結果について、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員会委員長沼田邦彦議員。

〔文教福祉常任委員長 沼田邦彦 登壇〕

○文教福祉常任委員長（沼田邦彦） 条例審査結果報告を申し上げます。

平成27年3月3日の本会議において、本委員会に付託された議案第18号 那須烏山市国民健康保険診療所運営基金設置及び管理条例の制定について。議案第19号 那須烏山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等にかかわる予防介護のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について。議案第20号 那須烏山市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について。議案第21号 那須烏山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について及び議案第35号 那須烏山市立保育所の設置及び管理並びに保育の実施に関する条例及び那須烏山市立幼稚園保育料条例の一部改正についての審査結果報告をいたします。

まず、市民課の所管する議案第18号、健康福祉課の所管する議案第19号及び第20号についてですが、去る3月12日木曜日に第2委員会室において、市民課長、健康福祉課長の説明を受け、慎重に審査を実施しました。

また、こども課の所管する議案第21号及び第35号については、3月13日に同じく第2委員会室において、こども課長の説明を受け、慎重に審査を実施しました。

その結果、いずれの議案も全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって、条例審査結果報告といたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で、文教福祉常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより、委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

議案第18号から議案第21号までの条例の制定及び議案第35号の条例の一部改正について、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 議案第18号から第21号までは、委員会の審査の結果のとおりで結構でございます。

議案第35号につきましては、国の利用者負担基準額が実質的に決まったということを受けて、例えばつくし幼稚園などは、今まで一律8,000円の負担だったものが、今度は所得階層によって新規に入園される保護者にとっては大幅に負担が増える。そういう方が出るということでございますので、負担が増える部分については私は同意できない。こういうことで反対でございます。

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。初めに、議案第18号 那須烏山市国民健康保険診療所の運営基金設置、管理条例の制定について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第19号 那須烏山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のために効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（佐藤昇市） 次に、議案第20号 那須烏山市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第21号 那須烏山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第35号 那須烏山市保育所の設置及び管理並びに保育の実施に関する条例及び那須烏山市幼稚園保育料条例の一部改正について、賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤昇市） 起立多数と認めます。

よって、議案第35号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6 （議案第1号～第9号）平成27年度那須烏山市一般会計・特別会計
・水道事業会計予算について

○議長（佐藤昇市） 日程第6 議案第1号から議案第9号までの平成27年度那須烏山市一般会計予算・特別会計予算・水道事業会計予算についてを議題とします。

本案については、去る11日の本会議において、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託しております。審査の結果について、各常任委員会の報告を求めます。

議案第1号の所管事項について、総務企画常任委員会委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員会委員長久保居光一郎議員。

〔総務企画常任委員長 久保居光一郎 登壇〕

○総務企画常任委員長（久保居光一郎） 総務企画常任委員会に付託されました予算審査の結果について、御報告をいたします。

平成27年3月3日の本会議において提案され、同月11日に本委員会に付託された平成27年度那須烏山市の一般会計及び特別会計予算について、3月12日午前9時から、第1委員会室において、総務企画常任委員会の委員6名全員と、説明者として会計管理者及び関係課

長ほか関係職員の出席のもと、慎重に審査を行った結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、次のことについて要望し、意見を付することといたします。

総合政策課。ふるさと応援基金が多く事業に充当されている。1つの事業に集中することにより、本市を応援してくださる方々にも協働によるまちづくりの意識が生まれる。さらに応援いただける方々の思いを積極的に反映させるため、1つの事業を明確に提示して募集することも検討されたい。

多種多様な施策が示されているが、本市の将来のあるべきビジョンが見えていない。合併時の原点に戻り、市の進むべき方向を明確にし、さらなる意思疎通を図り、組織力が強化されるよう努められたい。

続いて総務課であります。人事評価制度の導入により組織力の強化を期待する。また、実施に当たっては、確実な管理運用に努められたい。

防災に向けた緊急告知ラジオの導入は大いに評価できる事業である。導入後は、その効果検証を実施し、広く市民に利用されるよう努められたい。

税務課。市民に不公平感が生まれぬよう、組織力を強化し、滞納繰越分減少のため努められたい。

会計課。歳計現金の管理運用は成果が見られ評価できる。新年度も引き続き多くの情報を得て、有利な運用を図られたい。

最後に議会事務局であります。議会におけるICTの利活用は必要不可欠なものとなっている。環境整備はもとより着実に導入され、運用されるよう努められたい。

以上で、総務企画常任委員会予算審査の結果の報告といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、議案第1号の所管事項及び議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号について、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員会委員沼田邦彦議員。

〔文教福祉常任委員長 沼田邦彦 登壇〕

○文教福祉常任委員長（沼田邦彦） 予算審査結果報告を申し上げます。

平成27年3月11日の本会議において、本委員会に付託された市民課、健康福祉課、こども課、学校教育課、生涯学習課及び文化振興課の平成27年度那須烏山市の一般会計及び特別会計の歳入歳出予算について、3月12日及び13日の2日間にわたり、第2委員会室において、文教福祉常任委員会の委員により、市民課長ほか5課長の出席のもと、慎重な審議を行いました。

その結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。なお、次のことについて要望

し、意見を付することといたします。

市民課所管のもの。マイナンバー制度の導入に向け、10月より市民への通知が開始される。円滑な導入に向けた準備を進めるとともに、市民に制度内容をわかりやすく周知するよう努められたい。

国民健康保険特別会計は、財政調整基金の枯渇が懸念される。引き続き健全運営に努め、さらに特定健診の受診を促進するなど、医療費増大を抑制する施策を講じられたい。

診療所は地域の傷病の診療だけでなく、疾病予防、健康維持等の拠点として重要性が増している。急速に進む高齢化に対し、その地域医療の拠点を持続可能とするために、地域に根ざした経営に努められたい。

健康福祉課所管のもの。平成28年度から地域支援対策の本格実施が始まる。事務に遺漏のないようしっかり進められたい。

健診費用の自己負担分の軽減実施により、がん検診の受診率の向上が見られる。引き続き市民の健康増進、疾病予防のため受診率の向上に努められたい。

こども課所管のもの。ファミリーサポートセンター事業は、11月から稼動に向けて職員確保、事務の遂行等遺漏のないよう準備されたい。

現在、保育園、幼稚園の保育士の嘱託職員の割合が55%を超えている。何とか人員も確保し運営している状態にあるが、今後は園児数の動向を検証しつつ、計画的な正職員の確保に努められたい。

学校教育課所管のもの。英語コミュニケーション事業は、本市の子供たちの英語能力の向上に実績を上げており評価できるものである。引き続き事業の充実を図り、児童生徒の意欲、能力の向上に尽力されたい。

児童生徒の登下校の際の安心安全の確保は重要である。地域住民のボランティアによる子供見守り隊の人選については、児童生徒が不安にならぬよう十分配慮の上、編成されたい。

現在、本市でも不登校の児童生徒がおり、学校でも対応に苦慮されていることと思われる。引き続き不登校解消に努められたい。

新生南那須中学校の融和融合を早期に進めるため、生徒、教職員、保護者が一体となって推進できるよう進められたい。

生涯学習課所管のもの。若者交流事業として、市単独の婚活事業を開催するとともに、市内事業所との連携も含め、市の人口減対策、定住促進に効果を上げられたい。

武道館の新設を速やかに進めるとともに、旧武道館の跡地整備についてもよく検討されたい。

文化振興課所管のもの。市の歴史文化を学ぶ施設として、歴史資料館の整備を進めるとともに、内外に誇れる資源である烏山城について、築城600年に向け整備を進められたい。

ユネスコ無形文化遺産登録に向け、全庁的な体制のもと、連絡調整を密にし、遺漏なく取り組まれたい。

以上をもって、文教福祉常任委員会の予算審査の結果報告といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、議案第1号の所管事項及び議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号について、経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長川俣純子議員。

〔経済建設常任委員長 川俣純子 登壇〕

○経済建設常任委員長（川俣純子） 経済建設常任委員会に付託されました予算審査結果報告をいたします。

平成27年3月3日の本会議において提案され、同月11日に本委員会に付託された農政課、商工観光課、環境課、都市建設課、上下水道課及び農業委員会の平成27年度那須烏山市の一般会計、特別会計及び水道事業会計の歳入歳出の予算について、3月12日及び13日の2日間にわたり、議員控室において、経済建設常任委員会の委員6名全員と、説明員として関係各課長、他関係職員の出席のもと、慎重な審議を行いました。

その結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。なお、次のことについて要望し、意見を付することといたします。

各課横断的なもの。開発された特産品や優良な観光商品について、その魅力を十分に伝えられず、宝の持ち腐れになっているように見受けられる。このことは、定住促進についても同様であると思われる。トップセールスなどにより市の持つ魅力を広く発信し、ブランド力の向上を図られたい。

農政課。農業は歴史的転換期であり、その支援制度も大きく変化している。しかし、担い手となる農業者に新しい制度があまり理解されていないように見受けられる。期を逃すことなく十分な周知を図るなど積極的に農業に働きかけるとともに、制度の受け皿となり得る団体、組織の立ち上げに手厚い支援をされたい。

商工観光課。空き家バンクは、十分な物件が確保できていないと効果が上がらない。しかし、市内には多くの空き家があるのに、登録数は伸び悩んでいる。仲介業者である宅建業者等との調整、登録のハードルを下げるなどの努力をするとともに、市から所有者に直接登録の働きかけをするなど、制度の実効性を上げる方策を講じられたい。

また、当市には、豊かな自然、体験型施設、名所、旧跡といった観光資源が多く存在する。また、昨年のねりんピックで定着した俳句のまちのイメージも含め、これらを有機的につなぐだけで、優良な観光商品となると思われる。実際に値をつけPRすることは難しいことであるが、旅行者などを巻き込み、売り込むための仕掛けを施されたい。

また、山あげ会館改修は大きな費用を投入する目玉事業である。きちんとした市の考え方を示した上で、地域や各団体の代表等から意見を聞く機会を設けられたい。ユネスコ無形文化遺産登録を、使い勝手のいい機能的な新たな山あげ会館で迎えられるよう万全を期されたい。

環境課。生ごみの堆肥化や分別収集などの焼却ごみの減量化は、地球環境の保全、また増加傾向にある環境衛生の圧縮のためには欠かすことのできない取り組みである。ごみ減量キャンペーンなどを展開することなどして、市民の意識の高揚を図られたい。

都市建設課。建設事業展開に際しては、国、県の補助メニューをうまく活用し、少しでも市の財政の負担を減らすよう工夫されたい。一方で、地域活力を活用し、育てるふれあいの道づくりの事業を拡充を検討されたい。なお、道路建設事業に際しては、事前に地域住民に対し、懇切丁寧な説明をし、十分な理解を得た上で行われるよう努められたい。

上下水道課。莫大な費用をかけた下水道事業であるが、烏山地区の接続率が極めて低い。まちづくりのためと理解と協力を得て、少しでも多くの世帯につなが込みをしていただけるように本格的に取り組まれたい。その際、決して不利益ではない受益者負担金や料金体系の仕組み、資金調達の支援制度、公共下水道のメリットなどを十分に啓発されたい。

また、公共下水道が整備されていることは、定住促進の観点からも大きなセールスポイントになると思われる。現在、計画区域外にある優良住宅団地を計画区域に組み入れることについて再考されたい。

以上をもって、経済建設常任委員会の予算審議の結果報告といたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） お諮りいたします。質疑がないようですので、議長において議事進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

議案第1号から議案第9号までの平成27年度那須烏山市一般会計・特別会計・水道事業会計予算について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

18番平塚英教議員。

〔18番 平塚英教 登壇〕

○18番（平塚英教） 18番平塚英教でございます。ただいま上程されております議案第

1号から第9号までの9議案は、那須烏山市平成27年度の一般会計予算から特別会計、水道事業会計までの当初予算であります。

私は、自分が所属しております経済建設常任委員会が所管審査をいたしました予算以外の第1号議案、そして第2号議案、第4号議案、第5号議案のみについて、反対討論を申し上げます。

まず、第1号議案の平成27年度的那須烏山市一般会計予算につきましては、公正で民主的な住民本位の市政を目指す立場から、市民のために、よりよい改善を求めて反対討論を行うのであります。

安倍政権は、3月13日、2015年度政府予算案、一般会計総額で9兆6千342億円を衆議院を通過させました。その内容は、第一に社会保障のためと言って消費税を増税しながら、医療も介護も年金も後退させる福祉切り下げ予算であり、第2に、2兆8千500億円の内部留保をため込んでいる大企業には、2年間で1兆6千億円の法人税減税を行う。その一方で、2017年4月からは消費税を10%に引き上げる税制を進める予算。

第3に、際限のない海外派兵に道を開く安保法制を進め、3年連続増額する5兆円に迫る軍事費、まさに海外で戦争する国づくりを目指す予算というのが特徴であります。

経済格差を広げるアベノミクスと消費税増税が国民生活に深刻な影響をもたらしていることに反省もなく、農業だけでなく、経済主権を売り渡すTPP交渉、一生派遣労働を強制する労働者派遣法改悪、残業代ゼロを認める労働法制の改悪も推進しようとしております。

今こそ国民生活を守るルールを確立する政治が求められております。10%消費税増税と大企業優遇税制の推進、応能負担原則の国民本位の税制改革、不要不急の大型公共事業や軍事費の削減、政党助成金の廃止を行って、社会保障充実のための財源を生み出すべきであります。

国民生活破壊の暴走政治から、国民の暮らしを守る経済政策に転換を図るため、消費税増税中止、内需拡大できる賃上げと雇用のルールの確立、社会保障の充実、日本農業と地域経済、皆保険を破壊するTPP参加反対、国民の暮らし、営業、雇用を守れなど国民の声を全国津々浦々から上げるときであります。私は、このような政策実現のために、その先頭に立って奮闘するものであります。

平成27年度的那須烏山市の予算編成は、このような国及び地方財政計画と同一基調のもので進められたものであります。那須烏山市の平成27年度の当初予算は、一般会計で1兆1千6億9,300万円、前年同額の予算となりました。平成27年度は、新市総合計画後期計画の3年目として、地域経済が低迷している中、雇用情勢の深刻さがまだ続いております。

市の限られた財源の中で、公正、適正な財政執行にあたり、市民から信頼される有効な投資が図られるよう無駄遣いを一掃して進めさせていただきたいと思っております。

特に、平成27年度は、地方創生元年の年であり、本市の人口ビジョン総合戦略の策定を図らなければなりません。残念ながら、20年後に消滅可能性自治体として挙げられているのに、この問題に対する危機感も、克服するための気迫も、企画力、実践力を含めたリーダーシップも感じられないのが残念です。

那須烏山市がこれからどう生きていけばいいのか。オール那須烏山市民体制と知恵、力を結集して、将来の那須烏山市のあるべき姿を示し、未来ある那須烏山市づくりを進めようではありませんか。那須烏山市の地方創生の取り組みの本気度を期待いたしております。これから随時市民に中身が説明できるように、本市の地方創生事業の展開を図っていただきたいと思えます。

この一般会計予算の自主財源は、構成比率で33.7%であり、県内市町の中で最も低い値であります。依存財源は66.3%という状況で、特に、市税の大口滞納問題を初め、税の収納対策には、さらなる努力を期待するものであります。

さらに、医療、福祉の分野では、中学校3年生まで子ども医療費助成を現物給付されたことには大いに評価をするものであります。

定住促進は、その前提となる若者の雇用拡大が必要であります。全市を挙げて産業振興を図り、企業誘致に取り組んでいただきたいと思えます。特に、空き家バンクの推進につきましては、各課横断的に対策、体制をもって進めていただきたいと思えます。

さらに、他会計への繰り出しも、高くて払い切れない国民健康保険税の軽減を図るためにも、一般会計からの繰り入れを検討していただきたいと思えます。

さらに、後期高齢者医療制度、介護保険につきましても、一般会計からの繰り入れを求めるものであります。国、県への助成を強く求めていただきたいと思えます。

一般会計の基金残高は、平成27年度末には57億7,978万7,000円、市債、これは借金であります。この残高が一般会計では141億5,294万8,000円になる予定であります。将来の市政運営の妨げにならないよう、本格的な財政再建対策を求めるものであります。

行財政改革につきましては、市民の行政サービスを減らすことなく、絶えず市の職員の意識改革を強め、市民の理解と協力が得られる行財政改革を執行していただきたいと思えます。今回の予算の中には、社会保障、税番号制度システム整備費が計上されております。個人情報保護が当たり前の時代に、国民総背番号制の導入は、国民生活を国家管理、統制に道を開くものであり、私は反対であります。

市の補助金、交付金につきましても、各種団体の活動の実態をよくつかみ、引き続き見直しを図って、内容改善を求めるものであります。

最後に、市執行部、議会、職員は住民の負託にこたえ、那須烏山市合併10年目の予算執行にあたり、行財政運営につきましては、住民こそ主人公の立場で意識改革を絶えず行いながら、市民に信頼される市政づくりに一層の奮闘を求めるものであります。

続きまして、議案第2号 平成27年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算につきましては、憲法と社会保障の一環として、市民本位の福祉事業に転換する立場から反対討論を行います。

安倍内閣は、社会保障と税の一体改革の具体化として、昨年度から70歳から74歳までの医療負担を1割から2割に引き上げました。ますますお年寄りの負担と重病傾向が強まっております。

国民健康保険事業は皆保険として出発し、低所得者、高齢者などを多く抱える命と健康に直結する福祉事業であります。医療給付に対する国庫負担の削減など、たび重なる制度改悪によって、その運営が厳しい状況に追い込まれております。さらに、県内の市町村国民健康保険事業に対する県の補助金は、全国でも最下位という状況であります。県に対して助成を強く求めています。

本市の国民健康保険税の保険証が交付されない滞納者がありまして、保険証が交付されない資格証明の発行は、平成26年10月1日現在では67世帯、短期保険証の発行につきましては204世帯に上っております。資格証、短期保険証の発行につきましては、滞納者に機械的に行うのではなく、命にかかわる保険証の交付でありますので、悪質でない限り、これらの発行をとりやめるよう改めていただきたいと思っております。

全国511自治体が保険証を全て交付しているという状況を踏まえて、本市におきましても保険証の交付をお願いするものであります。まず国の責任を明確にして、医療給付に対する国の負担をもとに戻させ、全国最下位の県の補助金を増やすように働きかけていただきたいと思っております。

第2に、国民健康保険事業は命にかかわる社会保障事業ですから、一般会計からの繰り入れを行って、納税者の負担軽減を図っていただきたいと思っております。

第3に、予防医療の徹底、早期発見、早期治療で、医療費の高騰を防ぐ努力をお願いいたします。

第4に、国民健康保険事業を守る立場から、国の制度改悪に反対し改善を求めるものであります。

続きまして、議案第4号 平成27年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、老人医療の診療抑制を目的とした制度であり、速やかに廃止するように求めるものであります。高齢者世帯は医療制度の改悪、介護保険料の値上げ、年金給付のカットなど、年々負

担と改悪が進められ、年金への課税も強まっております。昨年4月から、後期高齢者医療制度の保険料も引き上げがされました。お年寄りいじめの医療改悪が進められているもとの、本市の高齢者の重病傾向と医療給付の増大が深刻化しております。

高齢者の命と健康を守る立場から、第1に、国の進める社会保障切り捨て、老人いじめの医療改革をやめさせるように求めています。さらに、老人保健第一の目的である医療、福祉のネットワーク化を図り、介護保険と基盤整備の充実、市独自の高齢者福祉の充実、介護保険の訪問介護、リハビリ活動の強化、市民参加による福祉ボランティアの育成、お年寄りの命と健康、生きがいを守り、安心して暮らせる市政づくりに努めていただきたいと思います。

議案第5号 平成27年度那須烏山市介護保険特別会計につきましては、介護を必要とする方々が高齢者の健康と福祉、生きがい保障される介護保険制度に改善する立場から反対討論を行います。

安倍内閣の介護保険の改悪は、第1に、要支援1、2は介護給付を打ち切る。第2に、特別養護老人ホームの入居要件を要介護3以上にする。第3に、一定所得者以上の利用料の2割負担であります。ますます保険あって介護なし、こういう状況になってまいります。

介護保険制度につきましては、入所の食費、ホテルコストが徴収され、本人の年金だけで払い切れないケースがあります。介護保険料の値上げや所得区分の改定により、多くのお年寄りが大幅な値上げになっております。一方で、要介護から要支援に認定がえになり介護適用外にされるケースや、認定になっても負担が大変なために必要な介護サービスを辞退するケースもあります。

国及び財界の要請に従って、医療と介護の費用抑制のために、お年寄りを医療や介護の現場から締め出す医療と介護を抑制する地域医療介護総合確保法が強行されました。これまでも介護保険料の滞納者も出ておまして、介護保険が払えなければ介護認定が受けられません。認定を受けても、自己負担が払えなければ介護サービスが受けられないという状況であります。

全ての高齢者が安心して必要な介護サービスが受けられるよう、国、県に向かって必要な予算措置を講ずるよう強く求めています。

また本市におきましても、一般会計から繰り入れを行って、介護保険料や利用料を減免する対策を行っていただきたいと思います。

現在、行われております第6期介護保険事業のこの3年間の保険料も値上げがされました。制度改悪により、介護保険で認定された高齢者の方々が必要な介護サービスが受けられないことがないように、行政責任を明確にして、介護基盤の充実強化に努めていただきたいと思います。

介護認定から漏れた高齢者の介護予防、日常生活支援事業につきましても、包括支援センタ

一を中心として必要な対策を強化するようにお願いをいたします。認知症対策など、市民にわかりやすい対策の推進を図るなど、保険あって介護なしと言われないように、介護保険制度の抜本的、実質的な改善を求めて反対討論といたします。

以上述べてまいりましたが、平成27年度の事業は、合併当初が職員336名という定数でありましたが、平成27年度の職員定数が247名ということでありまして、この9年間に89名減員するという状況でございます。少数精鋭の職員スタッフの中で平成27年度の予算が執行されますが、限られた財源の中で市民の負託にこたえる事務事業を進めるよう、市民のさまざまな要求、要望が高まっておりますが、市長を初め市内一丸となって、全市民参加と協力、協働による市民本意の行財政執行に努められますよう、強くお願いを申し上げまして、反対討論の結びといたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

13番沼田邦彦議員。

〔13番 沼田邦彦 登壇〕

○13番（沼田邦彦） 13番沼田邦彦でございます。私は、議案第1号から議案第9号までの平成27年度一般会計予算、特別会計予算及び水道事業会計予算の全てについて賛成する立場から、討論するものであります。

昨年12月にスタートした第三次安倍内閣は、経済最優先の政策や地方創生関連事業を展開していますが、いまだに地方の景気回復の実感が得られないのが実態であります。

これらの状況を踏まえて編成された平成27年度予算は、持続可能な財政基盤の確立を図るために、市中長期財政計画に基づく財政の健全化を目指し、市総合計画後期計画に位置づけられている各種政策の実現予算であります。

一般会計予算は前年同額の116億9,300万円、7つの特別会計予算の合計は5.5%増の76億5,088万6,000円。水道事業会計は、6.6%減の8億4,712万2,000円であります。

事業内容としては、学校再編に伴う校舎改修工事や山あげ行事のユネスコ無形文化遺産登録に向けた山あげ会館施設整備、合併10周年記念事業、子ども医療費助成費の拡充など、厳しい財政事情の中での選択と集中の予算であります。

一方、これらの財源のうち、自主財源は前年比1.3%増の39億3,600万円余り、全体の33.7%であります。依存財源は0.6%減の77億5,600万円余り、全体の66.3%であります。

地方交付税は45億円を計上してあり、地方消費税交付金は前年同額の3億5,000万円あります。真に有効な施策を遂行するには、人口減少社会の実像をきちんと認識し、消滅可

能性都市、この現実を立脚点として政治、行政、市民が一体となり、議論し、知恵を絞り、未来をいたずらに悲観することなく、未来を変え、未来を選ぶのは私たちであると確信をし、その上で本市の実情を把握した適切な予算であると認識し、可決、決定されますことを要望して、私の賛成討論といたします。

○議長（佐藤昇市） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。議案第1号 平成27年度那須烏山市一般会計予算について、原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤昇市） 起立多数と認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第2号 平成27年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤昇市） 起立多数と認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第3号 平成27年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第4号 平成27年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤昇市） 起立多数と認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第5号 平成27年度那須烏山市介護保険特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤昇市） 起立多数と認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第6号 平成27年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第7号 平成27年度那須烏山市下水道事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第8号 平成27年度那須烏山市簡易水道事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第9号 平成27年度那須烏山市水道事業会計予算について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時30分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第7 請願書等審査結果の報告について

○議長（佐藤昇市） 日程第7 請願書等審査結果の報告についてを議題とします。

各常任委員会の審査の経過と結果について、常任委員会の報告を求めます。

総務企画常任委員会委員長久保居光一郎議員。

〔総務企画常任委員長 久保居光一郎 登壇〕

○総務企画常任委員長（久保居光一郎） 総務企画常任委員会に付託されました請願書及び陳情書の審査結果について御報告を申し上げます。

昨年9月2日の本会議におきまして本委員会に付託され、継続審査となっておりました陳情書第4号 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回について及び陳情書第5号 集団的自衛権の行使等を容認した閣議決定の撤回の意見書提出を求める陳情、並びに昨年11月28日の本会議におきまして、本委員会に付託された継続審査となっておりました陳情書第7号 集団的自衛権行使容認に反対する国への意見書提出を求める陳情の3陳情書につきましては、3月12日、第1委員会室において、委員6名全員出席のもとに慎重に審査を行いましたので、その審査の経過と結果について御報告申し上げます。

3陳情書の骨子である閣議決定の撤回は、あくまでも内閣としての意思を決定したものであり、この決定をもって直ちに立法措置が行われるわけではないとの理由から、3陳情書については、全会一致で不採択とすべきものと決定いたしました。

続きまして、3月3日の本会議において、本委員会に付託されました陳情書第1号 那須烏山市情報公開条例の一部改正についてにつきましては、3月12日、第1委員会室において、委員6名全員出席のもとに慎重に審査を行いましたので、その審査の経過と結果について御報告申し上げます。

市民にとって税金の使い道は最大の関心事であり、市にその状況を説明する義務があることは、本市情報公開条例の第1条に規定されております。市民の関心が広く、深くなっている今、その責務を全うするよう市はさらに努めなければならないとの判断から、陳情書第1号 那須烏山市情報公開条例の一部改正についてについては、陳情者の趣旨は十分理解できるものであることから、審査の結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、審査結果の報告を終わります。

○議長（佐藤昇市） 次に、経済建設常任委員会委員長川俣純子議員。

経済建設常任委員会委員長川俣純子議員。

〔経済建設常任委員長 川俣純子 登壇〕

○経済建設常任委員長（川俣純子） 御報告申し上げます。本委員会に昨年9月2日の本会議において付託され継続審査となっていた陳情書第6号 労働者保護ルールの見直しに関する意見書の採択を求める陳情書について、審査の経過とその結果について御報告申し上げます。

本委員会では、3月13日に委員全員出席のもと、議員控室において、慎重に審査を行いました。その中で、今後提案されるであろう労働者派遣制度について、永久派遣労働者を使ってよいとする内容であり、また、ホワイトカラー・エグゼンプションについても対象年収の引き下げが想定され、残業代なしのただ働きが拡大するおそれがある。そのような意見がある一方、

自由な働き方が意欲につながることもある。どのような制度も運用の問題ではないかなど、委員会内でもさまざまな意見がありました。

これらを踏まえ、採決を行ったところ、賛成の委員が少数であったため不採択とすべきものといたしました。

以上で、審査結果の報告を終わります。

○議長（佐藤昇市） 以上で、各委員会からの報告が終わりました。

これより委員会に対する質疑を行います。ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより委員会の審査結果について、討論に入ります。

まず、報告に対する反対討論の発言を許します。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 請願書等の審査結果の委員長報告がありましたが、私は総務企画常任委員会審査の陳情書第4号、陳情書第5号、陳情書第7号について、反対討論を行います。

さらに、経済建設常任委員長のほうから、陳情第6号の審査結果報告がありましたが、これについても反対討論を行います。

まず、集団自衛権の行使容認の撤回を求める、あるいは反対を求める請願書につきましては、昨年4月1日に安倍内閣が国民多数の反対の声に背いて、集団的自衛権の行使容認の閣議決定をいたしました。これは、半世紀を超える長い国会論議の積み重ねを通じて定着、確定してきた集団的自衛権は日本国憲法では許されないとする政府見解を、国会のまともな論議も行わず、与党だけの密室協議で覆すものであり、憲法の立憲主義を否定する暴挙であります。

今回の集団的自衛権の行使容認は限定的としておりますが、海外での武力行使がどこまでも拡大する危険があり、集団安全保障の名において、新3要件を満たせば、また武力行使が許されれば、憲法9条が禁止するものは何もなくなくなるというものでありまして、この閣議決定は戦争放棄の平和憲法に反するものであり、日本を海外で戦争する国に変える暴挙であります。世論調査でも、過半数の国民が反対しており、撤回する以外にはありません。

日本は平和憲法を生かし、国際紛争は外交努力と平和的支援で解決を図るべきであります。昨年12月までの集団的自衛権行使容認反対の意見書は、全国で238自治体にも広がってお

ります。安倍内閣は、この集団的自衛権の閣議決定を具体化するための立法作業の準備を進めており、安全保障法制に関する与党協議で示された新たな海外派兵法の中身は、地理的無制限に戦地派兵を容認し、武器使用基準も拡大するものになっております。

歴代自民党政府であっても、自衛隊はあくまで日本の防衛に限定し、他国の戦争に参加する集団的自衛権の行使は容認されない。だから、自衛隊は合憲だと、こういうふうに言ってまいりましたが、これを根底から否定することになります。

戦後70年、あの悲惨な侵略戦争でアジアでは2,000万人が、日本でも310万人の尊い命が奪われた、その反省の上に平和憲法を確立し、今日まで平和国家日本の歩みを進めてまいりましたが、それを根底から破壊するこれらの企てに対して、侵略戦争に命がけで反対した党の一員として、この戦争立法をやめさせるために全力を挙げて取り組むことを訴えて、集団的自衛権行使容認の撤回あるいは反対を求める陳情を不採択とすることに反対する討論を終わります。

次に、労働者保護ルールの見直しに関する意見書の採択を求める陳情書でございますが、日本の働く者のうち、9割が雇用社会の国でございます。その主人公である雇用労働者が安定的な雇用と公正な処分のもとで、安心して働くことができる環境を整備するのがデフレから脱却し、及び若い方の結婚、出産につながり、ひいては日本経済、社会の持続的な発展成長のために必要であります。

それにもかかわらず、政府は成長戦略の名のもとに、解雇の金銭解決制度やホワイトカラー・エグゼンプションの導入、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある限定正社員の普及、労働者保護の後退を招くおそれのある労働者派遣法の見直しなどといった、労働者を保護するルールの後退が進められようとしております。

また、働く者の犠牲の上に、成長戦略は決してあり得ません。この陳情書の要望しておりますホワイトカラー・エグゼンプションの導入につきましては、昨年の国会で審議されていたものでありますが、解散総選挙により廃案になったものであります。しかし、政府は新たに国会に提出する準備を進めております。

このホワイトカラー・エグゼンプションというのは、年収1,000万円以上の方の残業をただ働きをするというような中身でございまして、産業競争力会議の竹中平蔵委員は、小さく生んで大きく育てると言っております。また、財界は年収500万円以上の労働者に導入をしてほしいと露骨に主張しております。まさに、労働基本権を踏みにじり、人権侵害にもつながる残業ただ働き法は認められません。

また、低賃金や低処遇のまま派遣労働の拡大につながりかねない法制の問題でございますが、3月13日に安倍内閣は、労働者派遣法改悪案を閣議決定いたしました。これまでの派遣労働

は、臨時的、一時的業務に限ると政府自身が国会で答弁してきたものを大幅に原則を投げ捨てる大改悪であります。人を入れかえたり、業務を変えれば、永久に派遣労働者として使うことができる。こういう内容であります。期限制限を撤廃し、正社員をなくしていく労働者派遣法改悪案は撤廃する以外にはありません。

このように、労働者保護ルールの見直しに関する意見書の採択を求める陳情は、まことに的を射た当然の要望であり、採択するのが当然であります。しかし、委員会の中では、賛成少数ということで不採択になりましたが、この陳情書の不採択に反対するという立場で、私の討論を終わります。

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

お諮りします。日程第7 請願書等審査結果の報告についてのうち、総務企画常任委員会の審査結果報告の陳情書第4号 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回について、委員会の報告のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤昇市） 起立多数です。

よって、陳情書第4号 総務企画常任委員会の審査結果報告については、委員会の報告のとおり不採択に決定いたしました。

次に、陳情書第5号 集団的自衛権の行使等を容認した閣議決定の撤回の意見書提出を求める陳情について、総務企画常任委員会の報告のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤昇市） 起立多数であります。

よって、陳情書第5号について、総務企画常任委員会の報告のとおり不採択に決定いたします。

次に、陳情書第7号 集団的自衛権行使容認に反対する国への意見書提出を求める陳情について、総務企画常任委員会の報告のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤昇市） 起立多数であります。

よって、陳情書第7号について、総務企画常任委員会の報告のとおり不採択と決定いたしま

す。

次に、陳情書第1号 那須烏山市情報公開条例の一部改正について、総務企画常任委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、陳情書第1号について、総務企画常任委員会の報告のとおり採択と決定いたします。

次に、陳情書第6号 労働者保護ルールの見直しに関する意見書の採択を求める陳情書について、経済建設常任委員会の報告のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤昇市） 起立多数と認めます。

よって、陳情書第6号については、経済建設常任委員会の報告のとおり不採択と決定いたします。

これもちまして、本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで、市長の挨拶を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇 挨拶〕

○市長（大谷範雄） 第2回市議会定例会の閉会にあたりまして、御挨拶を申し上げます。

今次定例会は、3月3日を初日に、本日まで17日間にわたりまして慎重審議をいただき、上程をさせていただきましたいずれの議案も、原案どおり可決、御決定をいただきまして、まことにありがたく、感謝とお礼を申し上げます。審議の中で賜りました御意見、御提言は、今後の市政運営にあたり十分心して努めたいと存じておりますので、何とぞ御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

いよいよ4月から新年度予算の執行となります。同時に、待ったなしの生き残りをかけた地方創生も既にスタートをいたしております。議員からも御提言をいただきました地方創生の庁内推進組織としての本市の総合戦略本部も立ち上げることといたしております。

そして、総合戦略の先行型対策といたしまして、人づくり戦略及びまち・しごとづくり戦略を促進するために、4月から本格的に戦略に向けたチームの活動も視野に取り組むことといたしております。未来ある子供たちに、この愛する郷土を守り伝えることとともに、まちの肯定感を育みつつ、存続できる自立性、継続性のある那須烏山市を創生をしていかなければならないと決意を新たにしているところであります。

そのため、私みずからも、定住、企業誘致戦略、市の魅力発信戦略、JR東日本との連携戦略、そして、農業、商業、工業との連携戦略など、率先して積極的なトップセールスを行うこ

とによりまして、地域経済の活性化を図るため、独自戦略を展開してまいりたいと考えております。

なお、3月31日をもって御退任されます池澤教育長におかれましては、平成11年4月に旧烏山町の教育長として就任以来、今日までの16年間の長きにわたり、平成の大合併、そして小中学校の統廃合という大きな時代の転換期の中にあって、卓越した識見、指導力をもって那須烏山市初代の教育長として、教育行政の振興発展に多大なる御尽力をいただき、深く敬意と感謝を申し上げます。

また、本日、新教育長同意の議決をいただきました後任の田代和義氏におかれましては、新しい教育制度のもとで、本市の地方創生を見据えた特色ある教育施策を実現するため、御活躍をいただくことを期待をするとともに、私を初めとし、新しい体制のもとで、執行部一丸となって3年目となる総合計画後期基本計画に基づき、あわせて、本市の地方創生総合戦略を見据え、選択と集中により事業効果の向上を図りながら、ひかり輝くまちづくりを進めてまいり所存でございます。

ここで、改めまして、池澤教育長のこれまでの略歴、御功績などを申し上げまして、感謝の弁とさせていただきますと存じます。

昭和39年4月に旧馬頭町立大内小学校に教諭として赴任をされて以来、大山田上郷小学校、小口小学校、旧烏山町立烏山小学校の教諭として教鞭をとられました。平成4年1月からは南那須教育事務所教育課長、平成5年4月に旧馬頭町立武茂小学校校長、平成6年4月に南那須教育事務所所長を経て、平成9年4月に旧烏山町立烏山中学校校長として平成11年3月まで、35年の長きにわたり、南那須地区小中学校の現場にて御活躍をされました。

平成11年4月からは、旧烏山町教育委員会教育長として、合併後の平成27年3月31日まで16年の長きにわたり御尽力をいただきました。合併後のこの10年間、特に、児童生徒の減少に伴う小中学校の統廃合問題に対しましては、平成18年度、烏山中学校と境中学校の統合から始まりまして、平成19年度、野上小学校、向田小学校の烏山小学校への統合。その他の小学校の統廃合を経て、今回、下江川中学校、荒川中学校の統合により南那須中学校として新しく生まれ変わる事となりました。

合併時の5つの中学校は2つの中学校へ、9つの小学校は5つの小学校へと統廃合が進み、小学校統廃合問題も一定の区切りがついたところでありまして、これまでの御苦勞と御心痛を察するに、一安心されたのかなと感じております。

御勇退後もこの那須烏山市のために、地域創生のために、御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願いを申し上げますとともに、池澤教育長の教育行政の振興発展に対する強い信念、卓越した識見、リーダーシップ、そして数々の御功績に対し、心から敬意と感謝を申し上げます。本

当にありがとうございました。

結びになります。ことしは全国各地におきまして、例年にない寒波が訪れました。雪害に見舞われるなど、厳しい冬ではございました。あちこちに春の息吹を感じられるとは申せ、まだまだ寒い日が続くものと存じます。議員各位におかれましては、これから小中学校等の入学式など各種行事への参加や各種政治活動など、特に多忙な毎日を過ごされますと存じますが、くれぐれも健康に留意をされまして、市政発展に御尽力賜りますことを心からお祈り申し上げます。

以上をもちまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（佐藤昇市） 閉会にあたり、御挨拶申し上げます。

本定例会に付議されたそれぞれの議案につきまして、慎重に審議され、ここに全ての審議を終了することができました。各位の皆様の御協力、まことにありがとうございました。

本日、各常任委員長から予算審査結果報告で要望事項、意見等がありました。そのことをしっかりと受けとめ、新年度予算の執行にあたっていただきたいと思います。

本日も含め、今定例会に議会傍聴に足を運んでいただきました皆様に感謝を申し上げたいと思います。大変ありがとうございました。

○議長（佐藤昇市） これで、平成27年第2回那須烏山市議会3月定例会を閉会いたします。大変御苦勞さまでした。

[午前11時55分閉会]

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成27年6月2日

議 長 佐 藤 昇 市

署 名 議 員 高 徳 正 治

署 名 議 員 沼 田 邦 彦